

◇ 上尾市スポーツ振興審議会規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>上尾市スポーツ振興審議会規則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>上尾市スポーツ振興審議会条例</u>（昭和51年上尾市条例第30号）第7条の規定に基づき、<u>上尾市スポーツ振興審議会</u>（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>上尾市スポーツ推進審議会規則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>上尾市スポーツ推進審議会条例</u>（昭和51年上尾市条例第30号）第7条の規定に基づき、<u>上尾市スポーツ振興審議会</u>（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>